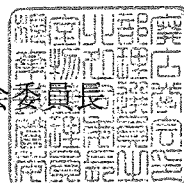


廃棄物処理広域連合選挙管理委員会告示5号

根室北部廃棄物処理広域連合選挙管理委員会規程第2条第3項及び第5条の規定により、平成22年8月12日から任期を起算される根室北部廃棄物処理広域連合選挙管理委員の住所氏名は次のとおりとする。

平成22年9月17日

根室北部廃棄物処理広域連合選挙管理委員会



記

選挙管理委員

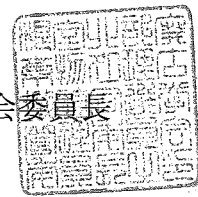
職名	住所	氏名
委員	別海町別海131番地の28	高崎好藏
委員長	中標津町北中1番地2	斎藤法栄
職務代理者	標津町北2条西2丁目1番3号	今野崇志
委員	羅臼町湯の沢町12番地39	大沼勝

根室北部廃棄物処理広域連合選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する平成22年9月2日現在の根室北部廃棄物処理広域連合における請求権を有する者の総数の50分の1の数及びその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成22年9月17日

根室北部廃棄物処理広域連合選挙管理委員会委員長



1. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項、第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

833人

2. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数

13,880人